



(有 添 付 物)
国海査第 398 号の 2
平成 24 年 12 月 19 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齋藤 弘 殿

国土交通省海事局
検査測度課長 園田 敏彦



液体化学薬品ばら積船の制御式通風装置として設置される
フレームアレスタ等の取扱いについて（通知）

今般、別添のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。



11A

(別添)

国海査第 398 号の 1
平成 24 年 12 月 19 日

各地方運輸局海上安全環境部長
北陸信越運輸局海事部長
神戸運輸監理部海上安全環境部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

海事局検査測度課長

液体化学薬品ばら積船の制御式通風装置として設置される
フレームアレスタ等の取扱いについて（通知）

平成 24 年 6 月 28 日付け国海安第 44 号により、危険物船舶運送及び貯蔵規則船舶検査心得（以下「危規則心得」という。）292.2.2(d)が改正され、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第 8 の 3 中、電気設備グループ欄がⅡB 又はⅡC の物質を運送する船舶に設置する高速排気装置、自動呼吸弁及びフレームアレスタ等（以下「設備」という。）については、船舶の建造時期に関わらず、それぞれ「エチレン」又は「水素」を用いた試験に合格したものを搭載する必要が生じたところ、平成 25 年 1 月 1 日より下記のとおり取り扱うこととしたので、業務上遺漏のなきよう取り計らわれない。

なお、平成 5 年 4 月 13 日付け海検第 33 号「火災危険性貨物を積載する液体化学薬品ばら積船の制御式通風装置の排気口に備え付けるフレームアレスタについて（通知）」は廃止する。

記

I フレームアレスタの設置基準

1 適用対象船舶

国際航海に従事しない液体化学薬品ばら積船及びタンカー兼液体化学薬品ばら積船

※ 国際航海に従事する船舶にあっては、本取扱いの対象船舶とはしない。

2 適用船舶及び適用時期

2013年1月1日以後に建造される新造船：新造時

2013年1月1日前に建造された現存船：2013年1月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期（検査のために上架を行うものに限る。）

3 設置基準

船舶防火構造規則心得附属書 [3-2] に従い、国海安第 44 号により改正された基準への適合性が確認された第 2 種フレームアレスタについては、危規則心得 292.2.2(c) で準用する船舶の防火構造の基準を定める告示心得 43.0.4(a)表 43.0.4<1>に定める「その他のタンカーの排気口（ガスフリー専用のもを除く。）」に設置する第 1 種フレームアレスタに代えて設置することとして差し支えない。

II 検査の方法

新しい基準に適合させるために輸送物質の見直し並びに搭載設備の新替又は改造等の対応が必要となる船舶があるところ、設備の新替工事又は改造工事を行う船舶については次のとおり検査を行うこと。

- ① 検査執行前の打合せにより、対象となる装置の特定を行う。
- ② 改造工事を伴う装置にあっては、メーカーから供給された改造部品（コンバージョンキット）に添付されている予備検査成績書又は日本海事協会が発行した合格証明書を確認のうえ、部品の数量、状況及び交換要領書を確認する。
新替する装置にあっては、メーカーから供給された装置に添付されている予備検査成績書又は日本海事協会が発行した合格証明書を確認のうえ、設置前における設備の現状を確認する。
- ④ 工事終了後、設備の外観検査及び銘板の標示内容を確認する。
- ⑤ 性能試験については、原則として船舶検査の方法の規定に基づく定期的検査の方法によることとして差し支えない。ただし、可動部分の改造を伴う装置については、チェックリフト等による作動確認を適宜実施すること。
- ⑥ 新基準に適合するための新替工事又は改造工事を行った旨を船舶検査手帳（5）（イ）の記事として記録する。